

平成 18 年 1 月 23 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

発行価格及び売出価格等決定に関するお知らせ

平成 18 年 1 月 6 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 発行価格	1 株につき金 1,166,200 円
(2) 発行価格の総額	93,296,000,000 円
(3) 発行価額	1 株につき金 1,130,500 円
(4) 発行価額の総額	90,440,000,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき金 565,250 円
(6) 申込期間	平成 18 年 1 月 24 日 (火) ~ 平成 18 年 1 月 26 日 (木)
(7) 払込期日	平成 18 年 1 月 31 日 (火)

(注) 引受人は発行価額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)

(1) 処分株式数	400,000 株 (国内処分 183,900 株) (海外処分 216,100 株)
(2) 売出価格	1 株につき金 1,166,200 円
(3) 売出価格の総額	466,480,000,000 円
(4) 処分価額	1 株につき金 1,130,500 円
(5) 処分価額の総額	452,200,000,000 円
(6) 申込期間(国内)	平成 18 年 1 月 24 日 (火) ~ 平成 18 年 1 月 26 日 (木)
(7) 払込期日	平成 18 年 1 月 31 日 (火)
(8) 受渡期日	平成 18 年 2 月 1 日 (水)

(注) 引受人は処分価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. ご参照)

(1) 売出株式数	40,700 株
(2) 売出価格	1 株につき金 1,166,200 円
(3) 売出価格の総額	47,464,340,000 円
(4) 申込期間	平成 18 年 1 月 24 日 (火) ~ 平成 18 年 1 月 26 日 (木)
(5) 受渡期日	平成 18 年 2 月 1 日 (水)

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。当社は、米国における募集のために証券の登録を行う計画はありません。

4. 第三者割当による新株式発行

(上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に関連して行う第三者割当増資）（下記<ご参考> 2. ご参照）

(1) 発行価額	1株につき金1,130,500円
(2) 発行価額の総額（上限）	46,011,350,000円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき金565,250円
(4) 申込期間	平成18年2月28日（火）
(5) 払込期日	平成18年2月28日（火）

以上

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成18年1月23日	1,190,000円
(2) ディスカウント率		2.00%

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借り受ける当社普通株式（以下「貸借株式」という。）であります。

これに関連して、当社は平成18年1月6日（金）開催の取締役会において、上記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式40,700株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を平成18年2月28日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年1月24日（火）から平成18年1月26日（木）までの間、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買い付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年1月27日（金）から平成18年2月24日（金）までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その場合、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、上記「4. 第三者割当による新株式発行」記載の第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

そのため上記「4. 第三者割当による新株式発行」記載の第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により上記「4. 第三者割当による新株式発行」記載の第三者割当増資における最終的な発行新株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社が、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店と協議の上でこれを行います。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目録見書が用いられます。当社は、米国における募集のために証券の登録を行う計画はありません。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 89,891 百万円、自己株式の処分（国内処分分）による手取概算額 207,816.95 百万円、自己株式の処分（海外処分分）による手取概算額 243,884.05 百万円及び第三者割当増資による手取概算額上限 45,735.35 百万円については、一般運転資金に充当する予定であります。

なお、公募増資、自己株式の処分（国内処分及び海外処分）及び第三者割当増資による資本調達は、自己資本の増強を通じて、公的資金の早期返済や、その後の経営資源の戦略的投入及び株主への利益還元を含む資本政策に関する経営上の柔軟性向上に資するものであります。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。当社は、米国における募集のために証券の登録を行う計画はありません。